令和5年度第6回五島市農業委員会総会会議議事録

開会日時	令和5年8月25日　午後2時00分							
閉会日時	令和5年8月25日　午後3時31分							
場　所	五島市役所新本館3階会議室（3-A,B,C）							
農業委員出席委員（16名）	1	南　忠明	2	山口　利治	3	山﨑　早苗	4	角田　隆章
			6	山本　実雄	7	野口　兼幸		
	9	長尾　五男	10	尾﨑　康裕			12	本村　元
	13	寺坂　誠一	14	米山　孝	15	山田　勝久		
			18	谷川　辰善	19	上村　孝幸		
欠席委員（3名）	5	中村　耕二	8	白濵　康範	11	坂瀬　達生	16	糸柳　浩一郎
	17	荒木　富男						
推進委員出席委員（　名）								
欠席委員（　名）_								
署名委員	3	山﨑　早苗	4	角田　隆章				
事務局	事務局長:吉田　典昭　次長:藤原　勝栄　係長:山口　徳広　事務職員:浜上　研人 会計年度任用職員:井川　勝博							
	分室　富　江:設楽係長　三井楽:阿野係長　奈留:岩下事務職員 岐　宿:川嶌主事　玉之浦:大賀係長							

	議　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 34 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 35 号	農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 36 号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 37 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 38 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 39 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について	可　　決
	議案第 40 号	農地等の利用の最適化の推進に関する意見について	可　　決

＝午後 2 時 00 分開会＝

□事務局(吉田局長)

それでは、令和5年度　第6回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、5番委員、8番委員、11番委員、16番委員、17番委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19名中14名となります。

よって、五島市農業委員会総会　会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を上村会長にお願いいたします。

○議長(会長)

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和5年度第6回五島市農業委員会総会を開会いたします。

始めに、五島市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議席の指定を行います。

これより、議席番号と氏名を読み上げます。

1番　南(みなみ)　忠明(ただあき)委員	2番　山口(やまぐち)利治(としはる)委員	3番　山崎(やまざき)早苗(さなえ)委員
4番　角田(かくだ)隆章(たかあき)委員	5番　中村(なかむら)耕二(こうじ)委員	6番　山本(やまもと)実雄(じつお)委員
7番　野口(のぐち)兼幸(かねゆき)委員	8番　白濵(しらはま)康範(やすのり)委員	9番　長尾(ながお)五男(いつお)委員
10番　尾崎(おざき)康裕(やすひろ)委員	11番　坂瀬(さかせ)達生(たつお)委員	12番　本村(もとむら)　元(はじめ)委員
13番　寺坂(てらさか)誠一(せいいち)委員	14番　米山(こめやま)　孝(たかし)委員	15番　山田(やまだ)勝久(かつひさ)委員
16番　糸柳(いとやなぎ)浩一郎(こういちろう)委員	17番　荒木(あらき)富男(とみお)委員	18番　谷川(たにがわ)辰善(たつよし)委員
19番　上村(うえむら)孝幸(たかゆき)		

以上のとおり、議席指定いたします。

なお、この議席は特別な理由がある場合を除き、本日より3年間の任期中の議席といたします。

○議長(会長)

つぎに、協議に入る前に事務局から連絡があるようですので、説明を求めます。

□事務局

議案書の32ページに議案第40号農地等の利用の最適化の推進に関する意見に係る参照条文として資料を付けております。そのいちばん下の行に、「資料は当日に配布します。」としておりました。お手元にお配りの　A4横の2枚つづりのものが、32ページの後に入りますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（会長）

それでは、協議に移ります。

議案第３４号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第３４号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。

１ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。

それでは議案について説明します。２ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、畑 7 筆で、面積は 1,630 ㎡となっております。４月からの累計は、田 27 筆、畑 112 筆で、合計面積は 146,263.36 ㎡となっております。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）

質疑を終わり、採決いたします。

議案第３４号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第３４号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第３５号、「農地法第第４条の規定による許可申請に係る意見について」を審議いたし

ます。
事務局の説明を求めます。

□事務局
議案説明の前に農地法第４条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。
３から4ページをごらんください。
農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第１種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。
市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。
また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外についてです。

それでは、5ページの議案第35号の１番をご説明いたします。
所在、申請人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第１種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。
申請地は、現状のまま使用し、境界はブロック塀を設置することにより、土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。
以上です。

○議長（会長）
次に、議案第35号に対する本山・大浜地区協議会会長の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長
本山・大浜地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第35号の１番について、当協議会は去る8月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
本案の申請地は、農地法第4条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で本山・大浜地区協議会の報告を終ります。
○議長（会長）

本山・大浜地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）
質疑を終わり、採決を行います。
議案第３５号に対する本山・大浜地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第３５号は、許可相当と決しました。

○議長（会長）
次に、議案第３６号、「農地法第第５条の規定による許可申請に係る意見について」を審議します。なお、本案につきましては、１番委員より農業委員会等に関する法律第３１条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－１番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、６から7ページをご覧ください。
農地法第５条の規定による許可申請に関する参照条文につきましては、農地法第４条参照文で説明のとおりです。
それでは、８ページの議案第３６号の１番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね１０ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地であます。
申請地は、盛土を最高 1.05m最低 0.2mの土地造成を行い、境界にコンクリート枠設置する事により、土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。また、建物の高さを加減する事により近隣の営農に支障は及びません。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。
以上です。

○議長（会長）
次に、議案に対する大津・奈留地区協議会会長の報告を求めます。

□大津・奈留地区協議会会長

報告の前に訊きたいことがあります。

この申請地の道路部分ですけど、一番高いところで1m、低いところで20cmの盛土をするそうですけど、側溝を兼ねた場合に、残地に盛土をしないと側溝は崩れると思いますけどそれはいいんでしょうか。

□事務局

今後宅地になるということで、区画を整理して一つずつ申請していくというような恰好ですが現在はまだ畑でございます。委員ご指摘のとおり側溝を作るにはたぶんそうしたところが必要になると思います。そこを農地への進入路として判断すると思われますが。ただ勾配ですね。

□大津・奈留地区協議会会長

例えば進入口を作っても斜めに作るから絶対むき出しになるところが出てくる。地区協議会の時は盛土の話が出なかったので異議はなかったが、農地として残る部分に盛土をして良いのか悪いのか訊きたいんですけど。良ければ報告します。

□事務局

農地の改良として盛土、あくまでも耕作地としての盛土でございます。これが宅地として転用される予定と勘案すれば耕作農地としては見れないのではないかと思います。

□大津・奈留地区協議会会長

耕作農地でなければ税金は農地のままで払うんでしょうけど、農業委員会としてこれは許可できるんでしょうかということ。

□事務局

申請人から聞いてるのは、申請地だけ盛土をすると聞いてます。

□大津・奈留地区協議会会長

そうすると絶対側溝は崩れます。それで、工事をする人は崩れるような工事はしないので、無許可で農地の方に1mくらい盛土をすると思います。それが良いんですか悪いんですか。

□事務局

それは認められないと思います。

□大津・奈留地区協議会会長

あと一つですけど、裏の方に農地として残すとありますが進入口がありませんね。

□事務局

そこまでは確認しておりません。

○委員

もうひとついいですか。
この私道を作ると、ほかのところも盛土をしないと溜池みたいになるのではないかと思うんですが。
ここを盛土して奥に行けない、両面の低い畑も利用が難しい農地になってしまうのではないでしょうか。宅地側は擁壁で水ははけないし市道側もアスファルト舗装でしょうから極端に下がれば溜池になると思いますよ。

□事務局
申請人からはそういったことでしか聞いてませんし、地区協議会の時も盛土をするかどうかが分かっていませんでした。現地を確認して奥の方が下がっていたのであらためて確認をしたところ盛土をするということが分かったわけであります。

○委員
言うなれば、市道側から反対側に水が流れてたということでしょ。だからこれを許したらほかの畑は機能しないんじゃないかと思います。だから、レベル±もちゃんと記載しなかったら許されんことで、水をためることは畑としての機能はなくなってしまう。

○委員
ちょっといいですか。
それと、通路ですけどひとり分になってますが1／7の持ち分にしないと誰も通れなくなりますよね。

□事務局
一応今回は持ち分の1／7の権利の取得です。

○委員
そこらへんを何も書いてないようなので。

□事務局
一応、備考欄に記載しております。

○委員
いっぺんにかさ上げはできなかったんでしょうか。

□事務局
かさ上げについてはあくまでも耕作農地ということでかさ上げができるようになっております。
確かめたところ、今後宅地になる予定ということで聞いております。全体的にかさ上げをするにはまずは耕作農地として実際に作物を作っていただくということになります。

○議長（会長）
しばらく休憩に入ります。

○議長（会長）
それでは、再開いたします。

議案に対する大津・奈留地区協議会会長の報告を求めます。

□大津・奈留地区協議会会長

大津・奈留地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第36号の1番について、当協議会は去る8月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、保留とすべきものと決しました。

以上で大津・奈留地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）

それでは、ただ今の案件は保留といたします。

○議長（会長）

それでは、1番委員の除斥を解き、出席を求めます。

－1番出席－

○議長（会長）

次に議案第36号2番以降を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、9ページの議案第36号の2番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であます。

申請地は、現状のまま使用し、隣接地の境界については、コンクリートブロック工事及び土留め工事を実施することにより土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。

雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

以上です。

最後に、10ページの議案第36号の3番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であります。

申請地は、砕石による 23cmの嵩上げを施工し、敷地全体をコンクリート敷にする事により、土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処

理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し既存の水路に排水する計画となっております。
以上です。

○議長（会長）
次に、議案第36号の2番から3番に対する各地区協議会会長の報告を求めます。
質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。
はじめに、議案第36号の2番に対する福江地区協議会会長の報告を求めます

□福江地区協議会会長
福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第36号の2番について、当協議会は去る8月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。本案の申請地は、農地法第5条の農地転用許基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
福江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○議長（会長）
挙手がないようですので、つづきまして、議案第36号の3番に対する山内地区協議会会長の報告を求めます。

□山内地区協議会会長委員
山内地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第36号の3番について、当協議会は去る8月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。本案の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。以上で山内地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
山内地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○議長（会長）
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。
議案第36号の2番から3番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—
○議長（会長）

ご異議なしと認めます。
よって、議案第36号2番から3番は、許可相当と決しました。

○議長（会長）
次に、議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。
11、12ページをご覧ください。
農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

それでは、議案についてご説明いたします。
13ページをご覧ください。

1 番 1　　申請地　樹園地 2 筆　2,510 ㎡
1 番 2　　申請地　樹園地 2 筆　2,799 ㎡
1 番 3　　申請地　樹園地 1 筆　1,669 ㎡
1 番 4　　申請地　樹園地 1 筆　 294 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 5　　申請地　樹園地 1 筆　2,476 ㎡
1 番 6　　申請地　畑 6 筆　7,624 ㎡
1 番 7　　申請地　畑 4 筆　2,143 ㎡
1 番 8　　申請地　畑 2 筆　1,937 ㎡
1 番 9　　申請地　畑 2 筆　2,235 ㎡

以上、1 番各号につきましては、新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

2 番　　申請地　田 1 筆　1,937 ㎡
新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。

以上、申請番号 1 番 1～2 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○委員
樹園地って何ですか。

□事務局
お茶です。以前お茶を作っていて今回ブロッコリーを作るとようになっています。

○委員
今はお茶はないってことですか。

□事務局
はい。

○議長（会長）
ほかにございませんか。
挙手がないようですので、質疑を終わり採決いたします。
議案第37号、貸借権設定の1番1から2番については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第37号の1番1外9件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）
次に、議案第38号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
参照条文につきましては、議案第 37 号で説明したとおりでございますので省略いたします。

1 番 1	申請地	畑 1 筆	1,269 ㎡
1 番 2	申請地	畑 1 筆	2,254 ㎡
1 番 3	申請地	畑 1 筆	2,839 ㎡
1 番 4	申請地	田 1 筆	1,996 ㎡
1 番 5	申請地	畑 1 筆	2,769 ㎡
1 番 6	申請地	畑 1 筆	2,131 ㎡

1 番 7	申請地	畑 4 筆	5,882 ㎡
1 番 8	申請地	畑 1 筆	1,563 ㎡
1 番 9	申請地	畑 2 筆	1,690 ㎡
1 番 10	申請地	畑 1 筆	981 ㎡
1 番 11	申請地	畑 3 筆	3,870 ㎡
1 番 12	申請地	畑 3 筆	8,283 ㎡
1 番 13	申請地	畑 1 筆	1,817 ㎡
1 番 14	申請地	畑 1 筆	2,578 ㎡
1 番 15	申請地	畑 1 筆	429 ㎡
1 番 16	申請地	畑 3 筆	4,370 ㎡
1 番 17	申請地	畑 2 筆	1,785 ㎡
1 番 18	申請地	畑 1 筆	1,983 ㎡
1 番 19	申請地	畑 2 筆	4,947 ㎡
1 番 20	申請地	畑 1 筆	1,784 ㎡
1 番 21	申請地	畑 1 筆	3,639 ㎡
1 番 22	申請地	畑 1 筆	3,031 ㎡

以上、1 番各号の契約内容は、使用貸借権が、1 番 21 で、ほかは賃貸借権となっております。

以上、1 番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。

○議長（会長）
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第３８号、貸借権設定の１番１から１番２２は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第３８号の貸借権設定の１番１外２１件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）
次に、議案第３９号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用集積等促進計画について要約してご説明いたします。22ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第38号1番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

それでは議案についてご説明いたします。23ページをご覧ください。

1番1　申請地　畑1筆　2,056㎡
1番2　申請地　畑1筆　1,269㎡
1番3　申請地　畑1筆　1,563㎡
以上、1番各号の契約内容は、賃貸借権となっております。

2番1　申請地　畑1筆　1,833㎡
2番2　申請地　畑1筆　3,299㎡
2番3　申請地　畑1筆　2,839㎡
以上、2番各号の契約内容は、賃貸借権となっております。

3番　申請地　畑1筆　2,254㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

4番1　申請地　田1筆　1,996㎡
4番2　申請地　畑3筆　3,870㎡
以上、4番各号の契約内容は、賃貸借権となっております。

5番　申請地　畑1筆　2,769㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

6番　申請地　畑1筆　2,131㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

7番1　申請地　畑4筆　5,882㎡
7番2　申請地　畑3筆　8,283㎡
7番3　申請地　畑1筆　1,817㎡
7番4　申請地　畑1筆　2,578㎡
7番5　申請地　畑1筆　429㎡

7 番 6　　申請地　　畑 3 筆　4,370 ㎡
7 番 7　　申請地　　畑 2 筆　1,785 ㎡
7 番 8　　申請地　　畑 1 筆　1,983 ㎡
7 番 9　　申請地　　畑 1 筆　1,784 ㎡
以上、7 番各号の契約内容は、賃貸借権となっております。

8 番　　申請地　　畑 2 筆　1,690 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

9 番　　申請地　　畑 1 筆　981 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

10 番 1　　申請地　　畑 2 筆　4,947 ㎡
10 番 2　　申請地　　畑 1 筆　3,031 ㎡
以上、10 番各号の契約内容は、賃貸借権となっております。

11 番　　申請地　　畑 1 筆　3,639 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております。

以上、1 番 1 から 11 番までの計画案につきましては、適当であると考えます。
以上です。

〇議長（会長）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

〇委員
６番の有限会社アクトライブってあまり聞いたことなかったものですから、そして本店が愛知県にあるんで、ここを詳しく教えてもらえませんか。

□事務局
今回、甘藷やニンニクを作るということであがってきてます。五島の吉田の方にも営業所があります。そこが今回農地を借りて作りますということで申請が上がってきております。

〇委員
法人としては問題ないということですね。

□事務局
農地所有適格法人ではない一般の法人で、報告の方もいただいています。五島営業所の方で以前農協に勤めていた方がやられているみたいです。

〇議長（会長）

ほかにございませんか。

それでは採決いたします。
議案第39号1番1から11番については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第39号1番1外24件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）
次に、議案第40号「農地等の利用の最適化の推進に関する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
議案第40号「農地等の利用の最適化の推進に関する意見」について説明いたします。
議案書には32ページで参照条文のみを載せてございますが、先ほど開かれました運営委員会において本案件を協議していただきましたので、お手元にお配りしている別紙の方で説明をさせていただきます。
まず別紙の 1 ページでございますが、本案につきましては、農業委員会等に関する法律第38条に、「農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」とあることからこの法律の規定により行うものです。
別紙の2ページをお開きください。
去る8月21日農業委員会運営委員と認定農業者協議会役員・市農農林課・JAごとうとの意見交換会を開催し、その内容を基に農業委員会で取り纏めを行い作成しております。
内容としましては、
1．担い手農家の育成について、
2．農地基盤整備事業の推進と維持管理対策について、
3．有害鳥獣対策について、
4．農地中間管理事業の推進について、
5．農畜産物の輸送コスト助成及び販路拡大について、
6．農業の繁忙期等における人材確保について、
7．農業生産資材の価格高騰の抑制対策について
この7項目について、4ページまでにまとめております。

要望する大きな項目は昨年度と変わりませんが、一部表現等を変えておりまして、
1．「担い手農家の育成について」の②では、強い表現・要望になるようにとの意見がありましたので、離島のハンディキャップを加味し、の後に「地理的要因による本土地区とのポイント差が出ないような配点となるよう要望されたい。」を付け加えております。
2．「農地基盤整備事業の推進と維持管理対策について」の②では、昨年度要望で「老朽化した

基盤整備圃場の排水施設(暗渠排水)、ため池の改修及び維持管理事業に対して支援をいただきたい」としていたところを、排水施設に限らず幅広く支援をしていただくように「排水施設(暗渠排水)」部分を「農業用施設」に変えております。

５.「農畜産物の輸送コスト助成及び販路拡大について」の①では、ここも強めの要望で文面を精査してとのことでしたので、「農林漁業者が安心して経営を続けることができるよう、移出及び移出に必要な原材料等の移入に係る」という文言を追加しております。

以上の部分を加筆修正し意見書の案を作成しております。本日、承認いただければ、後日、市長へ意見書の提出をすることにしております。

また、長崎県農業会議を通じて、１１月に予定している県知事への「意見書」に反映させるとともに、来年5月の全国農業委員会会長大会において「政策提案」として集約し、国や県選出国会議員に対する要望活動を行うことにしております。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

○議長（会長）

挙手がないようですので、採決いたします。

議案第４０号「農地等の利用の最適化の推進に関する意見について」は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第４０号「農地等の利用の最適化の推進に関する意見について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

議題は以上で終了いたしました。

○議長（会長）

次に報告・協議事項に入ります。

報告・協議事項

(1)農家との絆を深める運動の各対策班報告について

(2)会議等報告・予定について

(3)農地所有適格法人要件確認について

(4)農地法第5条第１項違反事案について

(5)その他

について報告・協議

○議長（会長）

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度第6回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後3時31分　閉会＝